

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る 設計変更の取扱いについて

1 適用

本取扱いは、徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部が発注する、全ての工事及び測量・調査・設計等の業務に適用する。なお、既契約工事又は業務についても同様の扱いとする。

2 設計変更の取扱い

受注者が追加費用を要する新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施する場合には、実施計画を作成の上、協議を行う。個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。受注者は、対策実施後速やかに実施報告書（様式1）を提出し、発注者は、実施報告書に基づき適切に設計変更を行うものとする。

3 設計変更の対象とする経費の例

<直接工事費又は直接原価等に計上>

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

4 留意点

- 実際に履行したことがわかる証明書類（契約書、領収書、金額の妥当性を証明する書類等）を添付すること。
- 感染拡大防止対策に係る費用については、間接費の率計算の対象外とする。
- 上記3に掲げる例に加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要と認められる対策については、別途考慮し、設計変更の対象とする。
- 他の団体等から費用の補助等を受けている場合は、設計変更の対象外とする。
- 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合は、法的処置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- 疑義が生じた場合は、建設管理課建設企画担当に協議すること。

5 適用期間

この取扱いは、令和2年6月9日から適用する。

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る設計変更実施フロー】

